

独立行政法人国立青少年教育振興機構 年度計画（平成29年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、平成29年度における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

（基本方針）

平成29年度は、中期目標期間の2年目にあたり、文部科学省における「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成23年2月 国立青少年教育施設の在り方に関する検討会）等を踏まえ、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するため、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）及び青少年を対象とした事業の実施、研修利用に対する指導・助言等の研修支援、青少年教育関係機関・団体等との連携促進、青少年教育に関する調査研究、青少年教育団体が行う活動に対する助成を実施する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 自立する青少年の育成の推進

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとして、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するとともに、青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発やグローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進するための事業を実施する。

（1）青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発

青少年の体験活動等の重要性を社会に発信するため、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させる。

（a）「体験の風をおこそう」運動の推進

社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して、以下の取組を進める。

- ① 体験活動の重要性に関する広報資料を作成・配布することにより、関係機関や保護者等に周知する。
- ② 毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業の充実を図る。

- ③ 「体験の風をおこそう」運動を広めるため、各地域で「体験の風をおこそう」運動を推進する実行委員会の構成団体数を17団体以上増加させる。

(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布に取り組むとともに、施設における生活リズムに関する普及啓発事業を38事業以上実施する。

(c) 体験活動や読書活動に係る普及・啓発事業の推進

幼児期の生活習慣の確立や体験活動・読書活動に親しむきっかけ作りの機会と場を提供するため、親子・幼児等を対象とした短期の事業を60事業以上実施する。その際、80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得られるよう、その質の向上を図る。

(2) 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発

以下の事業について、国立オリンピック記念青少年総合センターを除く27施設(以下「地方施設」という。)において、関係機関・団体や公立の青少年教育施設等への普及・活用を兼ねて連携して事業を実施する割合(連携率)を100%とする。その際、80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、その質の向上を図る。

(a) 豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業の推進

プログラムの企画段階から教育委員会、関係機関・団体、公立青少年教育施設等と連携し、地域の特色や立地条件を活かした1週間以上の長期自然体験活動事業を13事業以上実施する。

(b) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

青少年を取り巻く今日的課題に対応するため、企画の段階から専門機関等と連携し、特定の状況下にある青少年に対する体験活動事業を機構全体として、85事業以上実施する。また、国立信州高遠青少年自然の家において、国立久里浜医療センターと連携してネット依存対策事業を実施する。

(3) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

国内外の関係機関・団体等と連携して、①日独の青年及び青少年教育指導者等の交流事業、②アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業、及び③国内での国際交流事業を実施する。その際、日本人参加者の参加後の外向き志向の率80%以上を得る。

2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

青少年教育指導者等を対象に、指導者の資質・能力を向上させる養成・研修事業を実施する。その際、80%以上の参加者から「満足」の評価を得られるよう事業の質の向上を図る。

(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進

国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、「自然体験活動指導者養成事業」及び「教員免許状更新講習」を各施設で、「体験活動安全管理研修」を「山編」「水編」それぞれ1施設ずつで実施し、自然体験活動指導者を250人以上養成するとともに、教員免許状更新講習の受講者を1,000人以上とする。

また、事業の質の向上に努め、参加者に対する事後調査において、回答者の80%以上から研修後の活動に有用な知見が提供されたという評価を得る。

(2) 地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進

学校と地域の連携による青少年の体験活動を推進するため、既に地域や学校で活動している人材を対象に、地域のニーズを踏まえたプログラムの提供など、体験活動の機会と場をサポートする指導者（体験活動推進員）の養成研修を本格実施し、50人以上養成する。

また、読書に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成するため、「絵本専門士養成講座」を実施し、「絵本専門士」を50人以上養成する。

(3) ボランティアの養成・研修の推進

(a) 青少年教育施設におけるボランティアの養成

教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業を全ての施設で実施し、1,100人以上養成する。

また、ボランティア自身が主体的に自主研修を企画・実施し、自主企画事業を15事業以上実施できるようボランティア・コーディネーターが活動を支援する。

(b) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、大会支援やオリンピック・パラリンピック教育等に関わるボランティア養成に取り組むための準備を進める。

3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。

(1) 研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、新規利用団体の開拓や閑散期の利用者拡大等に向けた「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を全施設で策定し、着実な実施に努め、青少年人口（0歳～29歳）の1割以上の利用実績を確保する。

(2) 研修に対する支援の推進

利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修が実施できるよう、事前打ち合わせ等で教育的なねらいを踏まえた研修計画を作成・実施するなど、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から、平均84%以上の「満足」の評価を得られるよう努める。

また、学校教育への支援を推進するため、現在、施設で実施されている体験活動プログラムについて、教育課程への位置付けを明確にするとともに、学校等への広報を展開する。

4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、全国的な会議や研究集会として以下の5事業を実施し、参加者を1,000人以上とする。

- ① 全国青少年教育施設所長会議
- ② 全国青少年教育施設研究集会
- ③ 全国青少年教育相談研究集会
- ④ 学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会
- ⑤ 都道府県青少年体験活動等担当者会議

5. 青少年教育に関する調査研究

体験活動の重要性等青少年教育に関する調査を国内外で実施し、その成果を報告書やパンフレット等に取りまとめ関係機関・団体等に周知する。

(1) 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施

- ① 平成28年度に実施した「青少年の体験活動等に関する意識調査」の分析結果を公表する。
- ② 日本、米国、中国、韓国の小学生、中学生、及び高校生の意識に関する比較調査を行い、日本の青少年の意識の特徴を分析する。
- ③ 平成28年度に実施した調査結果等をもとに体験カリキュラムの素案を作成する。
- ④ 青少年期の読書活動が、大人になったときに与える影響についての調査研究に着手する。
- ⑤ 大学生のボランティア活動等と、これを推進する大学等の取組に関する情報の収集・分析に着手する。

(2) 調査研究成果の普及及び活用

- ① 体験活動の重要性等に関する調査結果を簡潔に取りまとめたパンフレット等を作成・配布し、調査研究成果の普及に努める。
- ② 機構が実施した調査結果については、個票データをデータベースに追加するなど、ホームページ等を活用して広く提供する。
- ③ 調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、全国規模の会議等での発表や説明の機会を設け、調査結果の普及に努める。

6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40万人程度の子供に活動機会を提供する。

また、1活動あたりの子供の参加人数を増加させるため、助成活動の実施時期・場所などの情報をホームページで広く提供する。さらに、都道府県の体験活動等担当者会議を開催し、助成金の趣旨について理解増進を図り、助成団体への支援を要請する。

なお、助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努める。助成団体のコンプライアンスについては、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。

7. 共通的事項

(1) 広報の充実

- ① 教育事業や調査研究の結果等については、プレスリリース等を行いマスメディアで取り上げられるよう努める。
- ② 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関するリーフレット等の各種啓発資料を作成し、全国規模の会議やイベントを通じて関係機関・団体や保護者等へ配布するとともに、機構の取組に賛同する企業と連携したPR活動の充実を図る。
- ③ 体験活動を推進する社会的気運を醸成するため「体験の風をおこそうフォーラム」や、「早寝早起き朝ごはん全国フォーラム」を実施する。
- ④ 本部及び28施設のホームページの掲載情報を随時見直すとともに、最新情報の掲載に努め、本部及び28施設のホームページ総アクセス件数340万件を達成する。

(2) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業の検証を行うため、アンケート調査をもとに事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。

また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。

(3) 各業務における安全性の確保

利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、以下の方策を講じる。

- ① 「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」などの改善・充実を図り、遵守する。
- ② 日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検を実施する。
- ③ 安全管理情報の共有化を図るための「事故データ集」を改訂・配布する。
- ④ 関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の高揚及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の効率化・見直し等により、平成27年度と比較して一般管理費（安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については6%以上、業務経費（基金事業費及び安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については2%以上の効率化を行う。

(2) 給与水準の適正化

政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。

(3) 契約の適正化

主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一者応札の点検・見直し及び調達に関するガバナンスの徹底等に取り組むことにより、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するため、「平成29年度調達等合理化計画」を策定する。

(4) 間接業務等の共同実施

共同実施を決定した業務について、順次実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。また、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな共同実施の対象品目及び対象業務について検討を行う。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性や規模の適正性についての検証を不断に行う。

2. 効果的・効率的な組織の運営

(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

平成23年度に設置した「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」において検討された結果を踏まえ、施設の特色化により一層努める。また、業務実績について各施設の自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各施設の業務改善に反映させる。

(2) 地域と連携した施設の管理運営

施設の管理運営や事業の企画・実施へ多様な主体が参画する形の管理運営を目指すため、地域の多様な人材発掘に努めるとともに、「運営協議会」方式の導入に向けた手法について検討を進める。

また、広域的な観点から施設の特色化の推進や連携強化をより一層進めるため、全国ブロック化に向けたブロック拠点の有効性（ブロックの範囲、拠点施設の在り方、拠点施設と他の施設の関係等）の検討、及びブロックでのマネジメントに当たる広域主幹の配置等を進める。

(3) 施設の効率的な利用の促進

青少年教育団体の多様なニーズを踏まえ、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から平均80%以上の「満足」の評価を得るとともに、宿泊室稼働率の全施設平均55%以上を確保する。

3. 予算執行の効率化

平成27年度に構築した体制を基に、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理する。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、定期的に料金体系を検証する等の取組を行うことにより、事業収入については、平成27年度と比較して2%以上の増収を図る。

さらに、国や民間団体等からの受託事業等を積極的に受け入れ、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。

また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運營業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。

1. 予算

別紙1

2. 収支計画

別紙2

3. 資金計画

別紙3

Ⅳ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

別紙4

1. 施設・設備に関する事項

- (1) 施設・設備に関する施設整備5ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。
- (2) 利用者のニーズを踏まえ、特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、適切な施設整備を進める。

2. 人事に関する計画

- (1) 「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行う。
- (2) 新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。
- (3) 職員の企画力、指導力、接客サービスの向上や施設の安全管理などを図るための研修を計画的に実施する。また、外部での研修に積極的に参加させる。
- (4) 人事評価制度に基づき公正な評価を実施し、評価結果を人材育成及び人事管理等に活用して職員の能力・資質の向上を図る。

3. 情報セキュリティについて

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する取組を進めるとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。

4. 内部統制の充実・強化

機構の業務及びマネジメントに関する内部統制を充実・強化するための体制を整備・運用するとともに、監事監査や内部監査によりモニタリング・検証する。

なお、平成29年度は、6施設及び本部において監事監査及び内部監査を実施する。監事監査においては、「監事監査指針」（平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会了承）等を参考にしつつ、機構の果たすべき役割等に注視した監査を行うとともに、理事長と意見交換を行いながら、法人の長としてのマネジメントに留意した監査を実施する。内部監査においては、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から監査を実施する。

別紙1

平成29年度 予算

単位：百万円

区別	青少年教育指導者等研修及び青少年研修	青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	青少年教育に関する専門的な調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成	一般管理費	合計
収入							
運営費交付金	1,573	1,350	31	192	2,300	3,493	8,940
事業収入等	781	670	16	95	-	49	1,611
施設整備費補助金	11	9	0	1	-	-	22
計	2,365	2,030	47	289	2,300	3,541	10,572
支出							
業務経費	1,202	1,031	24	147	2,038	-	4,442
青少年教育指導者等研修及び青少年研修	1,202	-	-	-	-	-	1,202
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	1,031	-	-	-	-	1,031
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	24	-	-	-	24
青少年教育に関する専門的な調査研究	-	-	-	147	-	-	147
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	2,038	-	2,038
一般管理費	1,152	989	23	141	262	3,541	6,109
人件費	1,152	989	23	141	262	1,885	4,452
管理運営経費	-	-	-	-	-	1,656	1,656
施設整備費補助金	11	9	0	1	-	-	22
計	2,365	2,030	47	289	2,300	3,541	10,572

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙2

平成29年度 収支計画

単位：百万円

区別	青少年教育指導者等研修及び青少年研修	青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	青少年教育に関する専門的な調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成	一般管理費	合計
費用の部	2,365	2,030	47	289	2,300	3,665	10,696
経常費用	2,365	2,030	47	289	2,300	3,665	10,696
業務経費	2,365	2,030	47	289	2,300	-	7,031
一般管理費	-	-	-	-	-	3,541	3,541
減価償却費	-	-	-	-	-	124	124
収益の部	2,365	2,030	47	289	2,300	3,665	10,696
経常収益	2,365	2,030	47	289	2,300	3,665	10,696
運営費交付金収益	1,573	1,350	31	192	2,300	3,493	8,940
事業収入等	781	670	16	95	-	49	1,611
施設費収益	11	9	0	1	-	-	22
資産見返 運営費交付金戻入	-	-	-	-	-	122	122
資産見返 物品受増額戻入	-	-	-	-	-	1	1
資産見返寄附金戻入	-	-	-	-	-	1	1

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙3

平成29年度 資金計画

単位：百万円

区 別	青少年教育指導者等研修及び青少年研修	青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	青少年教育に関する専門的な調査研究	青少年教育団体が行う活動に対する助成	一般管理費	合 計
資金支出	2,365	2,030	47	289	2,300	3,541	10,572
業務活動による支出	2,355	2,020	47	287	2,300	3,541	10,551
投資活動による支出	11	9	0	1	-	-	22
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-	-	-
資金収入	2,365	2,030	47	289	2,300	3,541	10,572
業務活動による収入	2,355	2,020	47	287	2,300	3,541	10,551
運営費交付金による収入	1,573	1,350	31	192	2,300	3,493	8,940
事業収入等	781	670	16	95	-	49	1,611
投資活動による収入	11	9	0	1	-	-	22
施設整備費補助金による収入	11	9	0	1	-	-	22
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙4

平成29年度 施設及び設備に関する計画

区 別	予定額（百万円）	財 源
自動火災報知設備更新 等	22	独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金
計	22	

[注記] 金額は見込みである。

なお、上記のほか、業務実施状況や施設設備の老朽度合を勘案し改修（更新）等が追加される見込みである。